# 自動けいぞく(累積)投資約款(追加型株式投資信託用)

#### 1. 約款の趣旨

この約款は、京都中央信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託(以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。)について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく(累積)投資に関する取決めです。

当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく(累積)投資契約(以下、「契約」といいます。)を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「京都中央信用金庫投信取引約款」(以下、「投信取引約款」といいます。)、個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。

#### 2. 申込方法

- (1) この契約の申込みは、お客様が買付けを希望する個別商品毎に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印(投信取引口座のお届出の印鑑によります。)し、これを当金庫の本支店または出張所(以下、「取扱店」といいます。)に提出すること、もしくは所定のタブレット端末に暗証番号による本人認証と申込画面へ電子署名することによって行うものとし、当金庫が承諾した場合に限り契約を締結することができます。
- (2) 契約が締結されたとき、当金庫は、ただちに当該自動けいぞく(累積)投資口座を設定いたします。

#### 3. 金銭の払込

お客様は、個別商品の買付けにあてるための金銭(以下、「払込金」といいます。)をその口座に払い込むことができ、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものといたします。

なお、個別商品の払込金の単位等は目論見書補完書面に定めるものといたします。

#### 4. 買付時期および価額

- (1) 当金庫は、お客様から買付けの申込みがあったとき、遅滞なく個別商品の買付けを行います。ただし、当該個別商品の目論見 書において買付け(および換金)の申込みがお取扱いできない日(以下、「注文停止日」といいます。)が定められている場合 は、注文停止日における買付申込のお取扱いはできません。
- (2) 前項の買付価額は、個別商品の投資信託約款または目論見書に定める所定の価額となります。
- (3) 上記(1)の買付申込みがあったときの払込金は、買付金額(買付価額に買付口数を乗じたもの)に当金庫所定の手数料および 消費税を加えた金額といたします。
- (4) 買付けられた個別商品の所有権ならびにその元本または収益分配金に対する請求権は、当該買付けの日からお客様に帰属します。

#### 5. 収益分配金の再投資

この契約により買付けた個別商品の収益分配金は、お客様に代わって当金庫が受領のうえ、お客様の個別商品の自動けいぞく(累積)投資口座に繰り入れ、原則としてその全額から税金を差し引いた金額をもって決算日の基準価額により当該個別商品の買付けを行います。

なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

#### 6. 返 還

当金庫は、この契約により買付けた個別商品について、お客様からその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、返還の請求は所定の手続きによってこれを行うものとし、当該請求のあった個別商品の投資信託約款または目論見書に定める所定の価額に基づき換金し、所定の手数料と手数料にかかる消費税、所定の信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。

ただし、当該個別商品の目論見書に注文停止日が定められている場合は、注文停止日には返還申込のお取扱いはできません。

#### 7 定期引出

お客様は、当金庫所定の個別商品については、上記 5. の収益分配金の再投資を停止し、返還を受ける契約を当金庫と締結することができます。

# 8.解約

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
- ① お客様から解約のお申出があったとき
- ② 当金庫が個別商品の自動けいぞく (累積) 投資業務を営むことができなくなったとき
- ③ 個別商品が償還されたとき
- (2) この契約が解約されたとき、当金庫は、遅滞なく個別商品を6. に準じて取扱店において、お客様に返還いたします。

### 9. 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居ならびにお届出の印鑑の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は、所定の手続きによって遅滞なく当金庫に申し出ていただきます。
- (2) 前項のお申出があったとき、当金庫は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

### 10. その他

- (1) 当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当金庫は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - ① 当金庫所定の申込書等に押印された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、この契約に基づく個別商品返還代金の金銭を返還した場合
  - ② 返還の請求が所定の手続きによりなされなかったため、または押印された印影がお届出の印鑑と相違するために、この契約 に基づく個別商品返還代金の金銭を返還しなかった場合
  - ③ 金銭を投信取引約款に定める指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
  - ④ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく個別商品の買付けもしくは個別商品返還代金の金銭の返還が遅延した場

合

#### 11. 約款の変更

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548条の4の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。 なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上

(2021年3月改訂)

# 京都中信アプリからの投信取引口座開設に関する特約事項

## 1. 特約の適用範囲等

- (1) 本特約は、お客さまが「京都中信アプリ」(以下「アプリ」)といいます。)から開設した京都中央信用金庫(以下「当金庫」といいます。)の投信取引口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) 本特約は、「金銭・投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」「京都中央信用金庫投信取引約款」「自動けいぞく(累積)投資約款(追加型株式投資信託用)」「中信の投信自動積立(定時定額購入取引)取扱規定」「振替決済取引に関する契約締結時交付書面」「特定口座約款」「京都中央信用金庫非課税口座約款」「中信投信インターネットサービス取扱規定」「電子交付サービス取扱規定」(以下「各種投資信託規定」といいます。)の一部を構成するとともに各種投資信託規定と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがない事項に関しては各種投資信託規定が適用されるものとします。
- (3) 本特約において使用される語句は、本特約において定義されるもののほかは各種投資信託規定に 従います。

### 2. お申込みの条件

- (1)個人番号カードをお持ちで日本国内に居住し、日本国籍を有する18歳以上75歳未満の個人のお客さまがアプリから投信取引口座の開設をお申込みいただけます。ただし、次の各号に該当する方はアプリからはお申込みいただけません。
  - ①当金庫に普通預金口座をお持ちでない方
  - ②個人番号カードに記載の住所・氏名が現在の住所・氏名および届出のあった住所・氏名と異なる方
  - ③個人番号カードの有効期限が切れている方
  - ④事業でお使いになる目的の方(屋号が付く名義等)
  - ⑤成年後見制度をご利用の方
  - ⑥日本国外に居住されている方
  - (7)税務上の居住地が日本のみでない方
  - ⑧米国人等に該当する方(米国市民(米国籍保有者)、米国永住権保有者、米国居住者)
  - ⑨外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とそのご家族
- (2) 「中信 投信インターネットサービス」が同時申込みとなります。
- (3) 当金庫の総合的な判断により、投信取引口座の開設をお断りさせていただく場合があります。

## 3. 口座の利用開始

- (1) アプリからお申込みされた当金庫の投信取引口座は、当金庫で投信取引口座の開設手続きが完了してから利用できます。
- (2) 投信取引口座の開設手続きが完了しますと、お客さまの届出メールアドレスへ「投資信託 口座開設結果のお知らせ」を送信いたします。
- (3) 非課税口座(NISA口座)の開設手続きが完了しますと、お客さまの届出住所へ郵便にて「非課税口座開設承認のお知らせ」または「非課税口座開設確認結果のお知らせ」を送付いたします。 なお、こちらの送付はアプリから非課税口座(NISA口座)の開設をお申し込みいただいた後、

## 4. 口座開設の取り消し・解約等

- (1) 次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当金庫はお客さまに事前に通知することなく投信取引口座の投資信託取引を停止し、または投信取引口座を解約することができるものとします。
  - ①お客さまが存在しないことが明らかになった場合、また投信取引口座がお客さまの意思によらず開設されたことが明らかになった場合
  - ②投信取引口座のお客さまが京都中央信用金庫投信取引約款第55条(3)各号および(4)各 号のいずれかに該当した場合
  - ③投信取引口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (2) 投信取引口座が相当の期間、投信取引口座のお客さまによる利用がない場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく投信取引口座の投資信託取引を停止し、または投信取引口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (3)前2項のほか、次の各号のいずれか一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく投信取引口座の投資信託取引を停止し、または投信取引口座を解約することができるものとします。
  - ①本規定その他当金庫が定める各取引にかかる規定に違反した場合
  - ②当金庫に支払うべき諸手数料等の支払いがなかった場合
  - ③住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により、当金庫においてお客 さまの所在が不明となった場合
  - ④支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合
  - ⑤前各号のほか、当金庫が解約を必要とする相当な事由が生じた場合
- (4)前3項に基づき行った投信取引口座の投資信託取引の停止、投信取引口座の解約によってお客さまに生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、この停止、解約により当金庫に損害が生じたときは、お客さまはその損害額を支払うものとします。

## 5. 通知等

届出のあったメールアドレス、住所、氏名にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 6. 本特約の内容変更等

- (1) 本特約の項目は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページでの公表等適切な方法で周知することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上

(2025年4月1日現在)